

委託業務仕様書案

1 委託業務の名称

宮城ワーケーション情報環境整備推進業務

2 委託業務の背景・目的

デジタル技術の進展や新型コロナウイルス感染症の流行等を契機に、新しい働き方・旅行スタイルとして関心が高まっているワーケーションは、中長期滞在を促し旅行者と地域の交流機会確保による関係人口の拡大に寄与するものである。

令和3年度、県では多彩な地域資源を生かした6つのワーケーションプログラムの造成を補助し情報発信を行った。一方で、県内のワーケーションに関する情報は、自治体や民間団体等が個別に発信しており、網羅的に把握できない状況である。

また、全国各地で様々なワーケーションが展開される中、利用者の興味関心や利用傾向等を把握した上で情報発信することや、宮城ならではのワーケーションの効果を検証しプロモーションに活用することは、他地域との差別化を図る上で重要となる。

本業務においては、ワーケーション情報の一元化による利便性の向上や、CRM（顧客管理）機能を活用した情報発信・事業展開、IoTを活用した効果検証等による全国各地のワーケーションとの差別化を通じ、県内ワーケーションの一層の普及促進を図るものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月15日まで

4 委託業務内容

(1) 県内ワーケーション情報のオンライン一元化

ワーケーション利用者の利便性向上と、実際の訪問に繋がるプロモーションを目的に、県内のワーケーションに適した施設等（宿泊施設、コワーキングスペース、観光アクティビティ等。以下、「ワーケーション施設等」という。）やワーケーションプログラム等の情報を収集し、宮城県のワーケーション情報を一元化したWEBページを制作すること。

制作するページは、新規に設けるか、既存の情報発信サイト等を活用するかを問わないが、利用者にとって使いやすく、県内ワーケーション情報の一元化を効率的かつ効果的に行うことが出来る方法を提案すること。また、本事業終了後も継続して県内のワーケーション情報を収集・掲載し、情報の一元化に取り組むことができる仕組みとすること。

イ 掲載情報

掲載情報の選定にあたっては、宮城県の来訪者や地域の特性を踏まえてターゲットを設定し、利用者のニーズを分析した上で、情報を収集すること。

掲載する情報は、以下に示す例を参考に、分かりやすく項目を分類した上で、ワー

ケーション施設等の基本的な情報が分かるものとする。また、対応可能な施設においては、国内外の OTA サイト、観光アクティビティのポータルサイト等と連携し、ワーケーション施設等の予約・購入を行うための導線を整えること。

なお、実際の項目については、県との協議により決定する。

(イ) コンテンツの項目例

- ・新着情報
- ・宿泊施設
- ・コワーキングスペース
- ・観光施設
- ・飲食・観光アクティビティ
- ・ワーケーションプログラム

(ロ) ワケーション施設等の基本情報の例

- ・施設名称
- ・所在地
- ・連絡先
- ・利用料金
- ・営業時間
- ・アクセス
- ・公式サイト URL

ロ 掲載数

新規に収集・掲載する情報は 50 件以上とするが、県内のワーケーション情報を網羅的に提供できるよう、可能な限り多くのワーケーション施設等の情報掲載に努めること。

なお、情報収集にあたり、下記の県内コワーキングスペース情報を参考にする。

(<https://www.pref.miyagi.jp/documents/8983/r4goannai.pdf>)

また、新規に収集する情報のほか、(3) に定める実証事業結果を活用したプロモーション情報及び、令和 3 年度宮城県ワーケーションプログラム造成推進補助金により造成した 6 件のプログラム情報を、宮城ワーケーション協議会と連携し、掲載すること。

ハ WEB ページの機能要件等

制作する WEB ページに必要な主な機能及び要件は、別紙 1 「機能要件一覧」のとおりとし、提案時に各機能の具体的な実現方法、実装方法について示すこと。

なお、各機能の具体的な仕様については、県との協議により決定する。

ニ アクセス向上の工夫等

公開後のアクセス数の向上のため、SEO 対策を実施すること。新規ページを作成する際も、SEO 対策のためのキーワード、タイトル等を考慮すること。

このほか、WEB 広告等による PR など、アクセス向上や県内ワーケーション利用者増加のための具体的な取組みを提案することとし、(2)、(3) の業務と一体的に行うことも可能とする。

ホ 関連サイトとの連携等

宮城ワーケーション協議会のホームページや県の観光情報発信サイト等との相互往来を促し、県内観光情報などを容易に入手できるようリンクを繋げる。このほか、API 連携等による相互の情報発信等、サイト同士の往来や情報発信に寄与する取組みがあれば、自由に提案すること。

ヘ 次年度以降の運営方針等

事業終了後も、WEB ページを用いて継続的に情報発信を行うため、次年度以降の情報収集や更新の手法、保守管理の内容など、今後の WEB ページの具体的な管理方法を示すこと。また、本業務の見積とは別に、次年度以降の目安として1年あたりの管理・運用費を算定すること。算定にあたっては、低廉なコストの実現に努めること。

なお、将来的な自走化を進める観点から、WEB ページ内の広告や情報掲載事業者の特集ページ開設等による収入源の確保など、管理・運用費を賄う仕組みについて検討し、その仕組みを実現できる WEB ページを構築すること。

(2) CRM（顧客管理）システムを活用した情報発信

利用者の情報を分析し、ニーズに沿った情報発信や商品造成等を行うため、CRM システムを構築し、管理・運営を行うこと。また、本事業終了後も情報収集・分析可能な仕組みを提案すること。

利用者情報の収集にあたって、WEB ページに会員登録機能等を付与するなど、効果的な方法を検討するほか、会員登録等を誘引するよう、WEB ページに掲載するワーケーション施設等と交渉の上、利用特典を10件以上設定し、利用情報を収集できる仕様とすること。

ただし、利用特典について、割引等の原資に本業務の委託費を充当することができないため留意するとともに、次年度以降も利用特典を拡充するための方法を提案すること。

また、事業期間内にワーケーション利用者の情報を十分に収集し、分析に活用できるよう、(3)の業務で行うモニターツアー等でアンケートを実施するなど、WEB ページ以外の手法も用いて情報を収集し、下記ロに定める分析に活用すること。

イ CRM システムの要件

活用するツールやシステムの要件は、下記に示す要件を満たした上で、県と協議の上決定するものとする。

- (イ) 顧客情報取得機能（顧客情報をリスト化する仕組み）
- (ロ) 顧客への情報発信機能（お知らせ、キャンペーン等の配信機能）
- (ハ) 顧客毎の利用実績・アンケート集計等を有する機能

ロ 情報収集・分析の項目

会員登録機能等により得た属性（年代、性別、職業、居住地等）や特典の利用状況等を把握した上で、個別の利用者毎に関心度の高い情報を分析し、適切な情報を提供すること。また、「Google Analytics」等のアクセス解析ツールを活用し、サイトのアクセス数、ユニークユーザー数、ページビュー数等を把握した上で、属性と関心度

の高い情報の相関等を分析すること。

分析した情報は、ワーケーションのターゲット設定や、WEB ページの掲載情報を選定する際の判断材料とするほか、ワーケーションの事業展開や情報発信に活用できるよう、県内観光関連事業者へ情報提供すること。

ハ 次年度以降の運用等

構築した CRM システムは委託期間終了後、(1) の WEB ページの運営者が一体的に管理運営し、県内の観光関連事業者等へ情報提供を行うことにより、継続してワーケーションの事業展開等に活用できる体制とすること。

また、本業務の見積とは別に、次年度以降の目安として、1年あたりの管理・運用費を算定するとともに、管理・運用の内容について具体的に示すこと。

(3) IoT を活用したワーケーション実証及びプロモーション事業

全国各地のワーケーションと差別化を図るため、ウェアラブル端末等の IoT を活用してワーケーションの効果検証を行い、その結果を用いて宮城県のワーケーションのプロモーションを実施すること。

効果検証にあたっては、(1) の WEB ページに掲載するワーケーション施設等を利用して、宿泊を伴うプログラムを造成し、モニターツアー等を実施すること。また、その結果を WEB ページに掲載するほか、効果的な方法でプロモーションすること。

企画提案においては、造成するプログラムの内容、モニターの選定方法、検証する指標、結果の分析手法や結果を用いたプロモーションの方法等を具体的かつ自由に提案すること。また、造成したプログラム等を、次年度以降に活用する計画があれば、併せて提案すること。

なお、プログラムの内容や効果検証に係る測定指標等は、県との協議の上決定する。

イ プログラム内容

造成するプログラムは、ワーケーションへの取組みを促す魅力的な内容であることに加え、宮城県に親しみを持ち、来訪意欲が湧くような「宮城ならでは」のプログラムを提案すること。例えば、宮城県の健康に関する指標が全国でも下位であることに鑑み、運動不足やメタボ解消への取組み、健康的な食事の提供など、宮城県でのワーケーションが、心身の健康増進に繋がるような内容であることが望ましい。

なお、検証プログラムの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染対策を踏まえた内容とすること。

ロ 検証内容等

ウェアラブル端末等により取得できる情報や、ワーケーション実施前後のアンケート等により、ワーケーションの内容とその効果の相関を検証すること。特に、他地域との差別化を図り独自性を出すために、今回造成するプログラム等が、心身の健康増進や業務効率化等の効果に繋がるかを検証すること。

なお、指標の設定や結果の分析にあたっては、医療や健康分野等の専門家と連携するなどして、論理的な検証結果を示すことが望ましい。

ハ 測定指標の例

- (イ) 活動（運動）量の推移
- (ロ) 職業性ストレスの低減
- (ハ) 抑うつなどネガティブ感情の低減
- (ニ) ワークエンゲージメントの向上
- (ホ) 業務パフォーマンス向上
- (ヘ) 自律神経のバランス
- (ト) 睡眠の改善
- (チ) 主観的健康状態

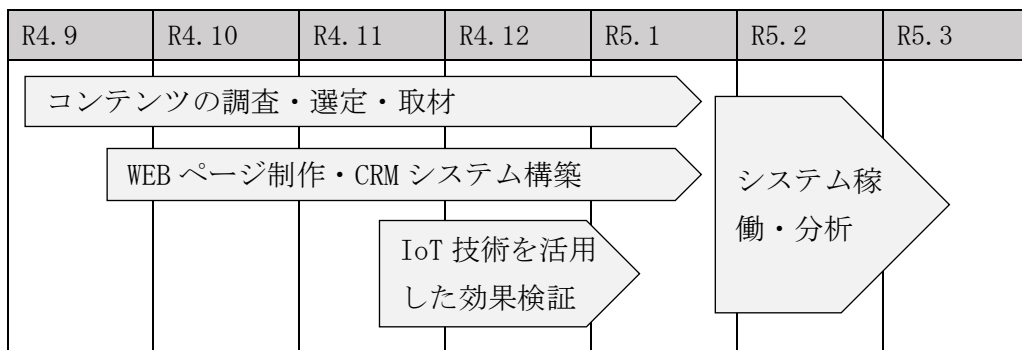
ニ 調達する機器等の扱い

本業務において使用する機器は、設定した指標を適切に測定できるなど、事業目的を達成するために必要な性能を有するものを使用すること。また、機器等の調達方法については、原則レンタル対応とし、次年度以降の運用や費用対効果等を勘案し、購入が妥当と判断される場合は、別途県と協議すること。

(4) その他

イ スケジュール

おおよそのスケジュールは下記のとおりとし、事業期間内に稼働期間を設けること。詳細なスケジュールについては、受注者決定後、県と協議し決定するものとする。また、事業の進捗状況等について、県と月に1回以上報告・打合せを行うこと。



ロ 事業の KPI

事業の KPI は下記のとおりとする。事業終了時に目標数値を達成できなかった場合は、その理由を分析し、報告すること。

アウトプット		アウトカム	
掲載コンテンツ数	50 件以上	総ページビュー数	年間 30,000 ビュー (1 ヶ月あたり 2,500 ビュー) 以上
利用特典協賛先数	10 件以上	特典利用（予約）者数	100 件以上

ハ 仕様内容の変更

企画提案の内容によっては、受託者と県の協議により、仕様の内容を変更することがあるため、留意すること。

5 成果品

受注者は下記により、4の業務に関する成果物を県に提出するものとする。

(1) 提出物

イ 業務完了報告書

ロ その他業務で作成した成果物

(例：4(1)の業務に係る広告データ、4(3)の業務に係る検証結果報告書等)

(2) 提出方法

紙媒体及び電子データ (CD, USB 等) を各 1 部提出すること。

(3) 提出期限

令和 5 年 3 月 15 日 (水) までとする。

(4) 提出方法

持参または郵送とする。

(5) 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県経済商工観光部観光政策課観光政策班 (宮城県庁行政庁舎 14 階)

6 その他留意事項

(1) 原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

ただし、事前に書面にて報告し、本県の承諾を得た時はこの限りではない。

(2) 受託者は県の情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守して業務を実施すること。

(3) 本業務に係るネットワーク及び各種サーバの設定情報等は、その取扱に十分注意するとともに、本業務で知り得た情報を第三者に漏らさないこと。

(4) 契約を履行する上で知り得た個人情報に関し、次の事項を遵守するとともに、宮城県委託契約約款に添付している「個人情報取扱特記事項」に従い適正に取り扱うこと。

イ 受託者は、本業務に関し知り得た情報について、その秘密を厳守し第三者への漏えいを防止するとともに、必要かつ十分な管理的措置を施すこと。

ロ 本業務の従事者は、契約の履行に際して知り得た県の情報を、契約の履行期間はもちろん、契約の終了後及び解除後においても第三者に漏らしてはならない。

ハ 受託者は、県の情報を保護管理するための責任者を置き、県の情報管理及び情報漏えいの予防策の立案・実施並びに従事者への教育訓練等を行うこと。

(5) 知的財産権等、本業務において構築した成果物に関しての著作権 (著作権法 (昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号) 第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。) は全て県に帰属する。

(6) 本サイトを構成する WEB アプリケーション・プログラムの著作物について、本サイトに結合され又は組み込まれたもので、受託者が従前から有していたプログラム、及び受託者が本業務の実施中に作成したプログラムの著作権並びに第三者ソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

ただし、県は、納入された本件プログラムの著作物の複製物を自己利用するために必要な範囲で、著作権法に従って、利用できるものとする。

なお、本業務で作成されたデータ類の著作権は、県に属する。

(7) 記載外事項 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、県と受託者とが協議して定めるものとする。